

職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に 取り組む事業主の皆さまへ

平成26年度 両立支援等助成金のご案内

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金は、次の3種類があります。

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

②子育て期短時間勤務支援助成金

③中小企業両立支援助成金

I 代替要員確保コース

II 休業中能力アップコース

III 継続就業支援コース

IV 期間雇用者継続就業支援コース

V 育休復帰支援プランコース

I II IVには、女性の活躍推進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合の加算があります

女性の活躍推進に取り組む事業主への支援として、下記の助成金があります。

④ポジティブ・アクション能力アップ助成金（平成26年度新設）

- これらの助成金の内容は、平成27年度以降に変更の可能性があります。
- 申請総額が予算額を超過した場合、申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。
- ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。
- この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

両立支援等助成金の詳細や支給申請については、
最寄りの都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください！

◆厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）もご覧ください。

トップページ> 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内 > 両立支援等助成金



厚生労働省・都道府県労働局

「両立支援等助成金」の概要と支給額

◆中小企業事業主とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、増築など行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成。

※複数の企業が共同で設置・運営する「共同事業主型」の保育施設も対象となります。

助成対象		助成対象経費	助成率	上限額
①設置費		建築又は購入に要した経費	3分の1 (3分の2)	1,500万円 (2,300万円)
②運営費	1～5年目	運営に要した費用(※) $\left[\begin{array}{l} \text{施設の定員総数} \times \text{施設の運営月数} \times 1 \text{万円} \\ (5,000\text{円}) \end{array} \right]$	2分の1 (3分の2)	事業所内保育施設の 種類、規模、 延長時間数 等に応じた額
	6～10年目		3分の1 (3分の1)	
③増築費	増築	5人以上の定員増を伴う増築、安静室を設ける増築、要件を満たす施設にするための増築に要した経費	3分の1 (2分の1)	750万円 (1,150万円)
	5人以上の定員増を伴う建て替え	5人以上の定員増を伴う建て替えに要した経費	3分の1 (2分の1)	1,500万円 (2,300万円)
	要件を満たす施設にするための建て替え	要件を満たす施設にするための建て替えに要した経費	3分の1 (2分の1)	1,500万円 (2,300万円)

☆運営費（6～10年目）を受給できるのは、平成24年10月31日前に設置・運営計画、運営計画の認定申請を行い、労働局長の認定を受けた事業主等に限りです。

（ ）内は中小企業事業主の場合

【支給申請期間】運営開始が1月1日～6月末日の施設 7月1日～7月末日
運営開始が7月1日～12月末日の施設 翌年1月1日～1月末日

②子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給。

○子育て期の労働者とは、小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、短時間勤務制度は、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度であることが必要です。

企業規模	制度利用者1人目	制度利用者2人目以降（1人当たり）
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の企業	30万円	10万円

☆5年間、1企業当たり延べ10人まで（中小企業事業主は5人まで）

【支給申請期間】短時間勤務制度を6か月利用した日の翌日から起算して1か月雇用した日の翌日から2か月以内

③ 中小企業両立支援助成金

I. 代替要員確保コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- 育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定
- 休業取得者の代替要員を確保
- 休業取得者を原職または原職相当職に復帰させたなど

支給対象労働者 1 人当たり	15万円
----------------	------

☆ 1 企業当たり 5 年間、1 年度延べ 10 人まで。

【支給申請期間】育児休業終了日の翌日から起算して 6 か月を経過する日の翌日から 2 か月以内

III. 継続就業支援コース

(経過措置)

対象：100人
以下企業

以下に当てはまる従業員規模100人以下の事業主に支給。

- 育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、1 年以上継続して雇用
- 両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施 など

育児休業取得者	支給額
1 人目	40万円
2 人目から 5 人目まで	15万円

☆初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主が対象となります。

☆平成25年3月31日までに育児休業を終了し、原職復帰した労働者までが対象となり、本コースは廃止となります。

【支給申請期間】育児休業終了日の翌日(子の1歳到達日を超えて育児休業を取得した場合、子の1歳の誕生日)から起算して 1 年を経過する日の翌日から 2 か月以内

V. 育休復帰支援プランコース (平成27年 2 月 1 日創設)

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- 労働者と面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを作成
- プランの実施により、育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、当該者が 3 か月以上育児休業(産後休業を含む)を取得

育休取得時の支給額 (1 企業あたり 1 回限り)	30万円
------------------------------	------

【支給申請期間】育児休業(産後休業を含む)開始日から起算して 3 か月を経過する日の翌日から 2 か月以内

II. 休業中能力アップコース (経過措置)

育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的として、次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主に支給。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

支給限度額	21万円
-------	------

☆1 企業当たり育児・介護それぞれ 5 年間、1 年度延べ 20 人まで。

☆(経過措置)平成26年3月31日までに育児休業又は介護休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者までが対象となり、本コースは廃止となります。

☆育休取得者等への能力開発、復職支援については、下欄の「キャリア形成促進助成金(育休中・復職後等能力アップコース)」が新たに創設されていますので、ご利用ください。

【支給申請期間】休業終了日の翌日から起算して 1 か月を経過する日の翌日から 2 か月以内

IV. 期間雇用者継続就業支援コース

以下に当てはまる中小企業事業主に支給。

- 期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定
- 期間雇用者の育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、6 か月以上継続して雇用
- 両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施 など

育児休業取得者	支給額
1 人目	40万円
2 人目から 5 人目まで	15万円
休業終了後正社員として復職した場合	1 人目 10 万円加算 2 ～ 5 人目 5 万円加算

☆育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに出了事業主が対象となります。

【支給申請期間】育児休業終了日の翌日(子の1歳到達日を超えて育児休業を取得した場合、子の1歳の誕生日)から起算して 6 か月を経過する日の翌日から 2 か月以内

キャリア形成促進助成金 育休中・復職後等能力アップコース (平成26年3月1日創設)

育休休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主に支給。

支給額	経費助成	賃金助成
	3 分の 1 (2 分の 1)	1 時間あたり 400 円 (800 円)

() 内は中小企業事業主の場合

女性の活躍促進のための数値目標を定め、公表し、当該数値目標を達成した場合の加算

前頁のⅠ．代替要員確保コース、Ⅱ．休業中能力アップコース、Ⅳ．期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、支給額に加算があります。

支給額（1企業あたり1回限り）

5万円

④ ポジティブ・アクション能力アップ助成金

以下に当てはまる事業主に支給。

- ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に向けた取組として、いずれかの数値目標を設定
- 「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「ポジティブ・アクション応援サイト」または「女性の活躍推進宣言コーナー」に数値目標を含む内容または宣言を企業代表者氏名を明らかにして掲載
- 「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与する等の一定の研修プログラム(ポジティブ・アクションプログラム(下記表を参照))を作成
- プログラムに沿って研修を実施し、目標を達成 など

支給額（1企業1回限り）

15万円(30万円)

() 内は中小企業事業主の場合

ポジティブ・アクション研修	
研修対象者	研修の内容
1 職域拡大又は管理職登用等を図る対象の女性労働者	①職域拡大のための資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ②管理職登用にに向けての資格取得研修その他必要な知識を付与する研修 ③企業内外の別の職種への短期的な業務研修 ④仕事家庭の両立をしながらキャリアアップをするための取組事項に関する研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修
2 管理職その他労働者等	①「女性の職域拡大」を促進するため、管理職に必要なスキル（管理職の意識改革、コーチング等）を学ぶための管理職を対象とした研修 ②「女性の管理職登用」を促進するため、管理職に必要なスキル（管理職の意識改革、コーチング等）を学ぶための管理職を対象とした研修 ③企業内におけるメンター育成研修 ④仕事と家庭を両立しながらキャリアアップするための意識啓発研修 ⑤企業トップ等が講師となり、自社における女性活躍の重要性等を理解させるための研修

研修時間 ○1と2からそれぞれ1項目以上を組み合わせ合計30時間以上実施

○1項目の研修対象時間は2時間以上実施 ○1日に実施する研修時間は最低2時間以上

両立支援等助成金に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室 へ

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-709-2715	石 川	076-265-4429	岡 山	086-224-7639
青 森	017-734-4211	福 井	0776-22-3947	広 島	082-221-9247
岩 手	019-604-3010	山 梨	055-225-2859	山 口	083-995-0390
宮 城	022-299-8844	長 野	026-227-0125	徳 島	088-652-2718
秋 田	018-862-6684	岐 阜	058-245-1550	香 川	087-811-8924
山 形	023-624-8228	静 岡	054-252-5310	愛 媛	089-935-5222
福 島	024-536-4609	愛 知	052-219-5509	高 知	088-885-6041
茨 城	029-224-6288	三 重	059-226-2318	福 岡	092-411-4894
栃 木	028-633-2795	滋 賀	077-523-1190	佐 賀	0952-32-7218
群 馬	027-210-5009	京 都	075-241-0504	長 崎	095-801-0050
埼 玉	048-600-6210	大 阪	06-6941-8940	熊 本	096-352-3865
千 葉	043-221-2307	兵 庫	078-367-0820	大 分	097-532-4025
東 京	03-3512-1611 03-6893-1100	奈 良	0742-32-0210	宮 崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新 潟	025-288-3511	鳥 取	0857-29-1709	沖 縄	098-868-4380
富 山	076-432-2740	島 根	0852-31-1161		

キャリア形成促進助成金支給機関は都道府県労働局(※)になります。※雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

平成27年2月作成 パンフレットNo.4